

府の支援（京都舞鶴港等エコ・エネルギー拠点整備促進事業費補助金）

○補助要件

対象地域	舞鶴港の臨港地区とその周辺区域（舞鶴市内）
対象事業者	バイオマス、風力等の再生可能エネルギー源（太陽光を除く。）による発電設備の新設又は増設をし、発電を行う事業者
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投下固定資産額等が3億円以上であること。 ・ 新規府内常用雇用数が3人以上であること。 ・ FIT認定（固定価格買取制度の認定）を受けていること。 ・ 新設又は増設する発電設備の出力が1,000kW以上であること。 ・ この補助金を受けたことがないこと。

○補助金額等

補助金区分	補助率・補助額	交付限度額
再エネ発電所設置等促進補助金	(投下固定資産額) × 10%	1億円
府内常用雇用促進補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (障害者の新規雇用者数) × 50万円 ・ (正規雇用者の新規雇用者数) × 40万円 ・ (その他雇用者の新規雇用者数) × 10万円 ⇒ 操業開始年度から4年を経過する年度まで、増加数に応じて毎年度交付	1億円 (5年間の累計額)

3

府の支援（京都舞鶴港等エコ・エネルギー拠点整備促進事業費補助金）

○施設整備補助(再エネ発電所設置等促進補助金)

補助対象経費：2,980,830,000円

(建屋、設備、機械装置等)

補助金交付額：100,000,000円

(補助対象経費 × 10% 上限1億円)

○雇用補助(府内常用雇用促進補助金)

補助金交付額：1,200,000円

(正規・新規雇用者 3名 × 400,000円)

○合計：101,200,000円

4